

平成21年度 第2回大阪府環境審議会土壌汚染対策検討部会 議事概要

1. **日時** 平成21年9月18日(金)午前10時~12時
2. **場所** 大阪府庁新別館北館5階 職員会議室1
3. **議題**
 - (1) 大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて
 - [1] 各論点に対する主な審議内容について
 - [2] 各論点と見直しの考え方について
 - [3] 検討部会中間報告について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) その他について

4. 議事

(1) 大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて

[1] 各論点に対する主な審議内容について

[2] 各論点と見直しの考え方について

(事務局)

第1回検討部会における主な審議内容、各論点と見直しの考え方について、資料1、資料2に基づき説明。

(委員)

参考資料によると、有害物質の使用割合の高いガソリンスタンドや鍍金工場などは面積要件3,000㎡の中には入ってこないし、2,000㎡や1,000㎡にしても入ってこないと思う。何らかの形でこれらをどうするかが課題である。

(委員)

そこは自主調査でカバーできるという気がするが、それは条例で決めておかないと動けない。

(事務局)

これまでもガソリンスタンドでは土壌汚染の自主調査が実施されており、石油協会を通じて対策費用の補助も行っている。自主調査の段階で府への相談に来られている。また鍍金工場などは、土地の形質変更の面積、業種にかかわらず、施設が廃止されたとき、また施設が設置されている工場の敷地を形質変更する場合に土壌汚染状況調査を法、条例で課しており、小さい面積のところもカバーできると考えている。

(委員)

法的な規制がない時に上にものが建てられてしまって、そこを再開発するというような場合に、たぶん実際的に問題になってくると思う。そういう問題をすくい上げる方法を残した方が

よい。履歴調査の方法を整備するということであるが、素人でも判断できるようなマニュアルを用意しておく必要がある。

(委員)

3,000㎡以上の要件で行政として開発面積の8割カバーできているというのはひとつの考え方。もうひとつは土地取引をやる人が自分たちの責任で土壤汚染に対してしっかりやりなさい、ただし、その仕組みは行政で用意するというやり方があると思う。

(事務局)

法、条例の対象であれば義務、自主調査であればアドバイスとして同じようなことを指導するということであると考えている。自主調査でもやみくもに調査するというのではなく、過去の履歴を調べて、必要最小限の調査をするということが最も効率的で、法・条例で行う場合の履歴調査を明らかにして、アドバイスする必要がある。

(委員)

ここで本日ご欠席の平田委員、大久保委員からも事前にご意見を聞いていれば紹介していただきたい。

(事務局)

平田先生からは3点ほど伺っている。1点目は行政が自主調査の方法や対策に対して、技術的な助言を与えるということは意義がある。2点目は調査の結果すべて汚染がないというような誤解を産むということがあるので、受理証を発行するなどは慎重にしなければいけない。また汚染がない、白だというようなことを公表することは慎重にしたほうがよい。3点目は土砂を受け入れる側にも責任があるということを明確にすることが必要である、といった意見を頂いている。大久保委員は現在、海外出張中で意見は伺っていない。

(委員)

自主調査について、行政が全くオーソライズしないというようなかわり方はできないし、そうしないと自主調査は行政に全く上がってこなくなる。

(委員)

あくまで向こうが出てきた情報に対して、その情報をきちっと確認するということは可能だ。その情報が意図的にでっち上げた情報だとしたら、それは大阪府の責任ではなく、情報を出した側の責任になる。

(委員)

自主調査は行政が確認しないと土地所有者にはメリットがないということになる。調査をどのように行ったか等アドバイスするわけだから、府としてもある程度責任を持たざるを得ない。何もかも100パーセントではなく、調べた範囲についてはこうだという限度をはっきりした上で、その範囲内で大阪府が関与してチェックしたということにしないといけない。

(事務局)

府では自主調査でも土壤汚染対策が正しくなされるようこれまでも相談に乗ってきたが、引き続き関与していきたい。今後は自主調査での履歴調査の方法や公開するときにはこういう考え方でこの辺まで出すということを明らかにして、理解の上で自主調査を報告していただく必要がある。

(委員)

平田先生のご意見も含めて、各論点の見直しの考え方ということで、面積は3,000㎡が適当であるというのはひとつの意見の流れ。それ以下は自主調査でかなりの部分をカバーできるとすると、面積としては少なくとも80%がカバーできる。特定の業種で明らかに有害物質を使っている可能性のある場合、ものすごく分かりやすいひとつのやり方であるが、その全てに調査義務を課すというのは府としても難しいことは理解できる。

(委員)

自主調査ですくい上げられるような形になっており、自主調査を促すようなメカニズムがうまく出来れば大筋はここに書かれてあるようなことでいけると思う。

(事務局)

土地取引時に土壌調査が行われているが、スタンダード的なものを府が示して、確認する仕組みができれば土地取引も進むということはある。すべてを義務化すると調査や対策への補助や助成する仕組みも必要となると思われる。土地取引という契機で調査されている現状をできるだけすくい上げられる制度を考えたい。

(委員)

補助は大きな負担になり止めたほうがいい。調査方法や調査結果、対策内容等についてマニュアル化し、フォーマットをつくってあげることが府として関与することの重要なところ。技術的な助言を行う仕組みも非常に大きな意味を持っている。

(委員)

業種も現在が鍍金工場とかガソリンスタンドになっているところは土地売買の段階でチェックしている。問題は過去にそういう土地だったところをどうするかとなると、やはり業者間の自主調査みたいなところしかないのか。

(委員)

履歴と自主調査を上手に組み合わせ、過去にこんなものがあれば、特定の有害物質を使っている可能性があることを対応させる。大阪府が関われるのはここまで後は自分で調査するのが適当だ。

検討会の結論として大筋これでよろしいだろうということになっているのでお願いしたい。

そのほかの部分で何かあるか。例えば区域指定は名称変更したらどうか、指定調査機関はもう要らないということで問題ないという気がする。搬出土壤を受ける側が自己防衛する制度はちょっと理解し難い部分がある。

(委員)

実際、客土に伴う汚染はあって、その場合は土砂を排出する側も高濃度に何かが入っていると思わないし、もらう側もそれほど深刻に考えない。土地取引をする人たちだけでなく、周辺の人にも迷惑なので何とかして防がないといけない。条例に組み込めるものだったら、組み込んだほうがいいと思う。

(事務局)

受け入れ側が調査をして、調査票を府に提出するということを義務化するということまでは考えておらず、努力義務規定で考えている。

[3] 検討部会中間報告について

(事務局)

資料3の「大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて(中間報告)」に基づき説明。

(委員)

中間報告の中に先ほど議論したことが、ほぼ盛り込まれている。これについてご意見をお伺いして、場合によって修正していただこうと思うがいかがか。

7ページの受け入れ土砂の確認で「汚染状況等の確認に努める必要がある」とあるが、汚染がなかったということをどのように確認するのか。

(事務局)

公共工事では建設発生土が再使用の観点から利用されており、土壌を出す側がチェックをしてその分析表を提示する、そういうことが行われている。受け入れる側が土壌をサンプリングして分析することではなく、土壌を出す側に分析結果等を求めていくというような趣旨である。

(委員)

情報の引き継ぎは具体的にはどういうふうに情報を引き継ぎするのか。民民の間でのデータはどうやって承継していくか。

(事務局)

有害物質を使っていた工場の使用や保管状況、あるいは自主的に土壌調査をした結果について次のオーナーに引き継がれるよう努力する、行政は介入せず当事者側で引き継いでいくことを促すような仕組みを考えている。

(委員)

受け入れ土砂の確認とか情報の引き継ぎはリスクコミュニケーションの一環として勉強会などでやるべきことである。努力義務だから相手に教えていけないといけない。

(委員)

住宅開発のようなケースだと情報の伝達は難しい。ある一定規模以上の開発の場合は行政に必ず上がってくるので行政が一定の情報を残していくというようなことをしたほうがいいという気がする。場合によっては、例えば土地の権利書と一緒に必ず残してくださいという、そういうことがあれば継承されていくがそうでないとなかなか難しい。

(委員)

今の話はそういうことを含めて8ページのリスクコミュニケーションの促進というところで、例えば土地取引等にかかわる不動産関係者、銀行、保険会社等と連携して土壤汚染に対する知識の普及啓発や勉強会など、こういうことをやっていく必要がある。

中間報告で何か修正事項はあるか。全体としては修正なしということなので、今後、文言等は事務局で見えていただき一応これを中間報告として認めていただいたということにしたいと思う。

(2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

資料 4 の「今後のスケジュールについて」に基づき説明。

(委員)

9 月下旬からの約 1 カ月間、パブリックコメントをしていただき色々意見が出てくると思われるが、それらをまとめて、次回にこの中間報告に対する府民意見について、議論、検討して最終的な部会報告書を作成するということになると思うのでよろしく願います。

以上